

塩田咲子

『日本の社会政策とジェンダー』

(2000 日本評論社 285P ISBN4-535-58265-3 C3036 3,800円+税)

日本の
社会政策とジェンダー
GENDER
塩田咲子

渋谷敦司

本書の出発点は、著者の塩田氏が大学卒業以来、体験的に感じてきた疑問、「なぜ女性には生涯にわたって経済的に自立できる職業が公務員などに限られるのか、なぜ民間企業での就職には結婚までとか出産までとかいった暗黙の了解があるのか、なぜ女性の多くが仕事を継続するより結婚や家庭を優先しようとするのか」等々の疑問である。このような疑問に対して、塩田氏は、「家計を担う夫と子供を生み育て家族を世話する妻」という性別役割分業世帯をモデルとして社会政策の基本となる雇用と社会保障が設計されてきた点に問題の根本があるという観点から、問題の洗い出し作業を展開する。そのような、80年代から90年代にかけて著者が続けてきた研究作業のまとめが、本書である。

制度や政策が性別役割分業を前提に設計され、またそれが性別役割分業を再生産するという問題は、様々な領域において問題とされるようになってきている。特に、著者自身が「まえがき」の冒頭で述べているように、男女共同参画社会基本法の施行後においては、制度に内在するジェンダーバイアスの洗い出し作業は、国の政策としても展開されるようになってきている。換言すれば、著者がいたいてきた問題意識は、今や広く社会的に共有されるような政策的、実践的な問題意識になったかに見える状況がある。しかし、現実は、それほど単純には進行しないということが、本書の展開の中では明らかになる。

まず、本書の概略を示しておこう。本書は大きく三部構成となっているが、内容的には第一部を中心とした前半部分での女性労働(問題)の歴史的分析、日本における性別役割分業構造の歴史的形成過程の検討、第二部における諸外国の女性労働の動向との比較を含めた日本の労働政策の分析、第三部におけるジェンダー視点からの社会政策研究に関する理論的論点の提示、に分けることができるであろう。

本書の歴史的分析の焦点は戦後にあるが、第1章「戦時女子労働政策の遺産」では、女性が重化学工業に本格

的に進出するきっかけとなった「支那事変」以降の戦時女性労働員体制の構築過程という、戦前の政策動向に焦点が当たられ、戦時下の国家による女性労働活用政策が「女子の労働と家族制度における女子の役割との調整をどう解決しようとしたのか、そこにはどのような特質があり、戦後の女子労働政策にどう関連したのか」(15頁)という論点が提出される。著者がそこで注目することは、既婚女性の家庭役割や母性機能を重視、保護しつつ女性労働力を活用しようとした戦時期の「女子労務管理」の発想が、戦後の労働基準法に引き継がれ、女性の家庭内役割を前提にした女子保護という考え方を生み出したことであり、「労働基準法の女子保護条項が、戦後の復興期には、女性を家庭に戻したり、女性の職域を限定してゆく手段として利用された歴史的事実」(25頁)である。

第二章「高度経済成長期の女子労働」では、この時期の女性雇用労働者の増加、既婚女性の職場進出、主婦パートタイマーの登場等の変化が、統計数字や各種の実態調査結果を基に概観される。第三章「男女雇用機会均等法と性別役割分業の変革」では、均等法成立前後の労使の対応状況、行政サイドの動きなどが、国連、ILOなどの国際機関の男女平等政策の動向と併せて検討され、この段階の日本では、政労使いずれも「性別分業の変革」という女子差別撤廃条約等が示した方向性を明確に指向するものではなかったこと、とりわけ、労働側が性別分業の変革を通して男女が同一の基盤で働くに至る実現可能な政策論を展開することができずに、結果的に、「性別分業の維持」という点で政労使の見解が一致してしまったという問題が指摘される。これが、均等法の「歴史的限界」につながったというのが、著者の見方である。

第三章では、このような限界を持った制度の枠組みを越えて性別役割分業を変革していく主体がどのように形成されうるのかという論点についても言及がなされ、各種の意識調査結果を参考にして変革の担い手としての意識の萌芽が探られる。そこで著者が注目するのは、ホワイ

トカラーを中心とした継続就業派、キャリア志向の女性たちである。このような女性たちが家庭生活と就業継続を両立させようという志向を持って企業内に定着することによって、男性の働き方、性別役割分業の変革が促されるだろうと、著者は展望を述べている。そして、このような展望の下に当面の政策課題が提起されている。

第二部の第4章では、国連の女子差別撤廃条約をはじめとする国際機関における男女平等政策の展開が参照され、第一部で検討された日本の状況の一歩先を行く諸外国の状況が概観されている。ここでのポイントは、国際機関の男女平等政策の進展の中で女性の家庭内役割を前提とした従来の一般女子保護的考え方を見直されようになってきたこと、女子のみ保護や女子のみを対象にした諸制度が、男女共通に適用されるものに修正されてきていること、そして、社会保障の分野でも女性を被扶養の立場にあるものとして前提にした制度が見直されて、性別分業家族を優遇するような諸制度が廢止されてきているという動きである。

第五章「『多様な就業形態』と性別役割分業」では、「多様な働き方」が主に女性向きの働き方として性別分業を固定化する方向で広がっていること、結果的にそれは男性の働き方の多様化には結びつかない動きであり、そこに日本のパートタイム労働政策の特徴が見てとれること、「男女に良好なパートタイム労働政策」(153頁)を志向する国際機関の動きとのちがいもそこにあることが浮き彫りにされる。ここで著者が重視するのは、ジェンダー視点での日本のパートタイム労働政策の見直し、「男女に開かれた自発的な短時間労働」(155頁)としてのパートタイム労働の政策的な位置づけである。それは、換言すれば、「主婦パートタイム労働政策」(160頁)からの脱却である。

第二部の第6章「社会政策改革と日本のフェミニズム」から最終章である第三部第9章「21世紀へ・ジェンダー平等な社会政策」までは、フェミニズム理論の中で論じられてきた理論的課題と労働政策、社会保障政策の制度改革的課題を結びつけた論考である。第6章では、日本のフェミニズムが「性差別の現場である職場からの改革」というよりも主婦中心の「市民運動」を中心に受容されて、70年代、80年代を通じてフェミニズムのメッセージが労働の現場に届かなかつたこと、社会政策の動きもその間は「主婦」優遇措置を中心としたもので、90年代に入るころに至っても夫に扶養される専業主婦的生き方が多くの日本女性の選択するライフコースであり続いているという現実が指摘される。

第7章「家事労働の評価と税・社会保障政策」、第8章「税・社会保障、育児・介護の整合的改革」では、「主婦」優遇政策の具体的な検討が、配偶者控除制度のあり方、専業主婦と年金制度のあり方の問題を中心に論じられる。第9章「21世紀へ・ジェンダー平等な社会政策」では、90年代の介護保険制度がとった形態にみられるように、21世紀を目の前にしてなお、専業主婦優遇政策が継続されていること、他方で、男女共同参画社会基本法の第4条に見られるように、ジェンダーの視点での諸制度、諸政策の見直しの方向性は明確になってきたことが指摘され、オランダなどをモデルとする「家族にやさしい社会政策」を具体化することにより、ジェンダーの平等を実現していく方向性が日本のこれから進むべき道であることが確認され、本書のまとめとされている。

以上が本書の概略である。以下、本書を読んだ評者のおおまかな感想を述べてみたい。ひとつは、塩田氏が日本の運動を「主婦フェミニズム」と特徴づけていることと関連する。本書の中心的な論点の一つは、性別役割分業構造とそれが生み出すジェンダー文化を解体させる主体がどのようにして形成されるのかという問題であり、このような主体の現状分析が重要な論点であったはずである。しかし、この点において、本書は、既存の意識調査の読みとりと著者自身による事例調査の補論的事例分析を除いて、本格的な論究を行っておらず、物足りなさを感じる。このような点について、ジェンダーに中立的な制度設計の一般的な方向性を打ち出すだけではなく、日本における社会運動(フェミニズム運動、労働運動を含めた)の理論的、実証的な研究が必要ではないだろうか。

もうひとつは、オランダモデルに代表されるような、「家族的責任」を強調する政策の評価と、そのような政策が出てくる国際的文脈についての理解に関する疑問である。評者は、塩田氏のオランダモデルを含めた欧米の動向についての評価の仕方が、楽観的過ぎるのではないかと思う。そこには、国際機関の政策も含めて、「ジェンダー平等」の論理と一口で評価できない問題が存在していると思われる。これらの動き自体をジェンダーの視点から批判的に分析することで、本書の中心的な理論的テーマである「社会政策にジェンダー視点を取り込むこと」の意味がより明確になったのではないだろうか。

(しぶや・あつし 茨城大学教授)